振 動 規 制 の し く み

**－ 工場・事業場 －**

徳島市 環境部 環境保全課

目　　次

１　工場・事業場における振動規制のしくみ　……………………　p.１

２　届出が必要な施設　………………………………………………　p.１

３　指定地域の区域区分と規制基準値　……………………………　p.２

４　届出

　⑴　届出種類　………………………………………………………　p.３，p.４

　⑵　届出事項及び添付書類　………………………………………　p.４，p.５

　⑶　その他　…………………………………………………………　p.５

①　各届出書への押印廃止について

　　②　各届出書様式について

５　振動の測定　………………………………………………………　p.６

６　記載例

　・特定施設設置届出書　……………………………………………　p.７

　・振動防止の方法　…………………………………………………　p.８

　・工場等の見取図　…………………………………………………　p.９

　・付近の見取図　……………………………………………………　p.10

　・特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書　………………　p.11

　・特定施設の使用の方法変更届出書　……………………………　p.12

　・振動の防止の方法変更届出書　…………………………………　p.13

　・氏名等変更届出書　………………………………………………　p.14

１　工場・事業場における振動規制のしくみ

　工場・事業場における事業活動などに伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、振動規制法（昭和５１年法律第６４号、以下「法」という。）が昭和５１年１２月１日に施行されました。法では、著しい振動を発生させる施設であって政令で定めるものを「特定施設」とし、法の規制地域内に特定施設を設置する工場・事業場（以下「特定工場等」という。）の敷地境界における振動の規制基準の順守義務が定められています。

　徳島市内では、工業専用地域を除いた都市計画法に基づく市街化区域が法の規制地域（第１種、第２種区域）に指定されています。

　特定工場等の事業者は、施設の設置時等に各種届出義務が生じるとともに、敷地境界における振動の規制基準値を順守する必要が生じます。法では、特定工場等から発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、市町村長は必要な措置について改善勧告を行うことができ、勧告に従わないときは改善を命ずることができる、とされており、これらの措置を講じることにより周辺の生活環境を保全するしくみとなっています。

　特定施設を設置する事業者におかれましては、法の主旨をご理解いただき、住みよい快適な生活環境を維持するために、積極的な努力をお願いします。

２　届出が必要な施設

　　　振動規制法に定める特定施設は次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設の名称 | | | | 規模・能力など |
| １　金属加工機械 | | イ | 液圧プレス | 矯正プレスを除く |
| ロ | 機械プレス | すべてのもの |
| ハ | せん断機 | 原動機の定格出力が1キロワット以上のもの |
| ニ | 鍛造機 | すべてのもの |
| ホ | ワイヤーフォーミングマシン | 原動機の定格出力が37.5キロワット以上のもの |
| ２　圧縮機 | | | | 圧縮機(一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの) |
| ３　土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい  及び分級機 | | | | 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの |
| ４　織機 | | | | 原動機を用いるもの |
| ５ | コンクリートブロックマシン | | | 原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のもの |
| コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 | | | 原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のもの |
| ６　木材加工機械 | | イ | ドラムバーカー | すべてのもの |
| ロ | チッパー | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの |
| ７　印刷機械 | | | | 原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの |
| ８　ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 | | | | カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のもの |
| ９　合成樹脂用射出成型機 | | | | すべてのもの |
| 10　鋳型造形機 | | | | ジョルト式のもの |

３　指定地域の区域区分と規制基準値

　　振動規制地域の区域と区域に応じた規制基準値は次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域区分  （網掛け部分は都市計画法における用途地域） | 規制基準値（単位：デシベル） | |
| 昼　間  午前７時～午後７時 | 夜　間  午後７時～翌日午前７時 |
| 第１種区域  第一種低層住居専用地域  第二種低層住居専用地域  第一種中高層住居専用地域  第二種中高層住居専用地域  第一種住居地域  第二種住居地域  準住居地域 | ６０ | ５５ |
| 第２種区域  近隣商業地域  商業地域  準工業地域  工業地域 | ６５ | ６０ |

　※この規制基準値は、特定工場等の敷地の境界における鉛直振動の値です。

　　ただし、学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条第１項に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね５０メートル以内の区域内における規制基準は上表の各区分からそれぞれ５デシベルを減じた値となります。

　振動規制地域の区域については、全体図（次ページ参照）を徳島市公式ウェブサイトにアップロードしておりますが、具体的な場所における区域区分をお知りになりたい場合は、連絡先までお問い合わせください。

　◎徳島市公式ウェブサイト

　　　　徳島市トップページ　→　くらし・手続き　→

　環境・衛生　→　騒音・振動　→　振動規制のしくみ－工場・事業場－　→

　　　　　　　４　指定地域の区域の区分と規制基準　→　規制地域図（ＰＤＦ形式）

　◎連絡先

　　　徳島市　環境部　環境保全課　　☎０８８－６２１－５２１３

４　届出

　　特定施設（以下単に「施設」という。）を設置する代表者は、次の届出が必要となります。

　⑴　届出種類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出種類 | どのようなときに届出が必要か？ | 届出期限 |
| 設置届出 | 指定地域内で、新たに施設を設置しようとするとき。 | 施設の設置工事の開始日の３０日前まで |
| 使用届出 | ⒈　新たに指定地域となった際、現にその地域内で施設を設置しているとき。  ⒉　新たに施設が追加された際、現に指定地域内でその施設を設置しているとき。  ただし、既に特定工場等になっていないときに限ります。既に特定工場等になっている場合は、次欄の「施設の種類及び能力ごとの数または使用の方法変更届出」となります。 | 指定地域となった日又は施設が追加された日から３０日以内 |
| 施設の種類及び能力ごとの数または施設の使用の方法変更届出 | ⒈　施設の種類及び能力ごとの数の変更  ①　既に届出がされている施設の種類ごとの数を１台でも増加させるとき。なお、既に届出がされている施設の種類ごとの数を減少させる場合は届出が不要となります。  例）圧縮機５台を３台に減少させたときは届出を要しない。  ②　既に届出がされている施設の更新により、施設の能力が変更（増加）となるとき。  例）既に届出済の原動機の定格出力が１０キロワットの圧縮機５台のうち１台を１５キロワットの圧縮機に更新する場合。全体の台数は変わりませんが、能力ごとの数が変更となるため届出が必要となります。  ③　既に届出がされている種類以外の施設を新たに設置するとき。  例）既に届出済のドラムバーカー２台の他に、新たに原動機の定格出力が３キロワットのチッパー１台を設置する場合。施設の種類が異なるため届出が必要となります。  ④　新たに施設が追加された際、現に別種類の施設の設置があり既に特定工場等となっていたとき。  ⒉　施設の使用の方法の変更  　　施設の使用開始時刻の繰り上げまたは使用終了時刻の繰り下げを行うとき。  例）午前９時から午後５時まで施設を使用する届出を行っており、午前８時３０分から午後５時まで使用するよう変更する場合。  　　ただし、使用開始時刻の繰り上げまたは使用終了時刻の繰り下げを行わない場合、届出は不要です。  例）午前９時から午後５時までとする届出を行っており、午前１０時から午後５時までに変更する場合。 | 変更に係る工事の開始日の３０日前まで |
| 振動の防止の方法変更届出 | 振動の防止の方法を変更しようとするとき。  ただし、工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合、届出は不要です。  例）施設と基礎の間に防振材を敷き、より防振効果を高める場合など。 | 変更に係る工事の開始日の３０日前まで |

次のページに続きます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出種類 | どのようなときに届出が必要か？ | 届出期限 |
| 氏名等変更届出 | 氏名・名称・住所・代表者の氏名・工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき。 | 変更のあった日から  ３０日以内 |
| 使用全廃届出 | 施設の使用をすべて廃止したとき。 | 使用を全て廃止した日から３０日以内 |
| 承継届出 | 施設の設置及び使用の届出を行った者からその届出に係る工場等に設置する施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者、あるいは相続又は合併があったとき。 | 承継のあった日から  ３０日以内 |

　⑵　届出事項及び添付書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出種類 | 届出事項 | 添付書類 |
| 設置届出  使用届出 | ⒈　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  ⒉　工場又は事業場の名称及び所在地  ⒊　工場又は事業場の事業内容  ⒋　常時使用する従業員数  ⒌　振動の防止の方法  ⒍　施設の種類、型式、公称能力及び数  ⒎　施設の種類ごとの通常の日における使用開始及び終了の時刻 | ⒈　振動の防止の方法  　　吊り基礎の設置、コイルバネの設置、防振パットの設置等の振動防止措置について具体的に記載し、できる限り図面、表等を利用してください。  ⒉　施設の配置図  　　工場又は事業場内部における施設の配置図となります。  ⒊　工場又は事業場の見取図  　　工場又は事業場全体の見取り図となります。  ※⒉、⒊の図面は１枚にまとめていただいても差し支えありません  ⒋　付近の見取図  　　工場又は事業場周辺の状況となります。  （注意）  市販の住宅地図等を複写し付近の見取図として使用する場合は、著作権者による事前の許諾を得るようにしてください。  また、電子地図やインターネット上の地図サービスを利用する場合は、利用条件を十分確認してください。 |
| 施設の種類及び能力ごとの数または施設の使用の方法変更届出 | ⒈　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  ⒉　工場又は事業場の名称及び所在地  ＜施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合＞  ⒊　施設の種類、型式、公称能力及び数（変更前・変更後）  ＜使用の方法を変更する場合＞  ⒊　施設の種類ごとの通常の日における使用開始及び終了の時刻（変更前・変更後） |
| 振動の防止の方法変更届出 | ⒈　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  ⒉　工場又は事業場の名称及び所在地  ⒊　振動の防止の方法（変更前・変更後） |

次のページに続きます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出種類 | 届出事項 | 添付書類 |
| 氏名等変更届出 | ⒈　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  ⒉　氏名・名称・住所・代表者の氏名・工場又は事業場の名称・所在地のうち変更のあった内容（変更前・変更後）  ⒊　変更年月日  ⒋　変更の理由 |  |
| 使用全廃届出 | ⒈　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  ⒉　工場又は事業場の名称及び所在地  ⒊　使用全廃の年月日  ⒋　使用全廃の理由 |  |
| 承継届出 | ⒈　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  ⒉　工場又は事業場の名称及び所在地  ⒊　承継の年月日  ⒋　被承継者の氏名又は名称及び住所  ⒌　承継の原因 |  |

届出書・添付書類ともに各２部（正・副）作成し、徳島市長に届け出てください。

　⑶　その他

①　各届出書への押印廃止について

　　　　「押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、令和２年１２月２８日より、振動規制法に基づく各種届出の押印・署名が不要となりました。

なお、押印省略の場合、押印が求められている趣旨を代替する次のような手段により本人確認を行いますので、ご協力をお願いします。

〇本⼈であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法⼈の登記書類、個⼈・法⼈の印鑑証明書等）のコピーや写真の添付

〇他の添付書類による本⼈確認 （名刺や社員証等）

〇電話による本⼈確認

〇実地調査等の機会における確認

　　②　各届出書様式について

　　　　各届出書の様式は、徳島市公式ウェブサイトにアップロードしておりますので、ダウンロードのうえご利用ください。

　　　　徳島市トップページ　→　くらし・手続き　→

　環境・衛生　→　騒音・振動　→　特定施設等の届出書（騒音・振動関係）

５　振動の測定

　　　市では特定工場等から発生する振動について市民から苦情等が寄せられた場合には、振動測定を行い、規制基準の順守状況を確認することがありますので、ご協力をお願いします。

＜振動測定の方法＞

　　　振動測定は計量法第７１条の条件に合格した振動レベル計を使用し、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用います。

　　　振動ピックアップの設置場所は、緩衝物のない硬い場所で、傾斜がない水平面が確保でき、温度や電気等の外囲条件の影響を受けない場所とします。

　　　振動測定は日本産業規格（ＪＩＳ）Ｚ８７３５に定める振動レベル測定方法により行い、振動の大きさの決定は次のとおりです。

|  |
| --- |
| ⑴　指示値が変動せず、又は、変動が少ない場合  ←　指示値  指示値を読み取ります |
| ⑵　指示値が周期的又は間欠的に変動する場合  ←　変動ごとの指示値の最大値  　変動ごとの指示値の最大値の平均値とします。 |
| ⑶　指示値が不規則かつ大幅に変動する場合  　５秒間隔で１００個またはこれに準ずる間隔及び個数で測定した測定値の８０％レンジの上端値※とします。 |

※「８０％レンジの上端値」…ある実測時間内に一定間隔で一定個数測定した値を大きい順に並べ、上から１０％目の数値を“８０％レンジの上端値”といいます。

６　記載例

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第１（第４条関係）  届出年月日  特定施設設置届出書  ○○年○○月○○日  徳島市長　殿  届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  徳島市幸町２丁目５番地  ○○工業株式会社  代表取締役社長　○ ○ ○ ○  届出者の氏名・住所等を記入してください  　振動規制法第６条第１項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 工場又は事業場の名称 | ○○工業株式会社 | | ※整理番号 | |  | | | 工場又は事業場の所在地 | 徳島市幸町○丁目○番地 | | ※受理年月日 | | 年　　月　　日 | | | 工場又は事業場の事業内容 | 機械部品の製造 | | ※施設番号 | |  | | | 常時使用する従業員数 | ３０人 | | ※審査結果 | |  | | | △振動の防止の方法 | 別紙のとおり。 | | ※備考 | |  | | | 特定施設の種類 | 型　式 | 公　称  能　力 | 数 | 使用開始時刻  (時・分) | | 使用終了時刻  (時・分) | | １－ロ　機械プレス | 太平  TMP-350 | 350ｷﾛﾆｭｰﾄﾝ | 1 | ８：３０ | | １７：００ | | １－ハ　せん断機 | 太平  TOC-300 | 3.0kW | 2 | ８：３０ | | １７：００ | |  | 施設の種類ごとに記入してください |  |  |  | |  |   備考　１　特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第１に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。  　　　２　振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。  　　　３　※印の欄には、記載しないこと。  　　　４　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。 |

振　動　防　止　の　方　法

|  |
| --- |
| ⑴　機械プレス    ⑵　せん断機  問題となる場所については今後とも防振対策を講ずる。 |

備考　　吊り基礎、直接支持基礎（板ばね、コイルばね等を使用するもの）、空気ばねの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を記載すること。

工 場 等 の 見 取 図

|  |
| --- |
| 10m  12m  １－ハ  せん断機  3.5m  会社事務所  工場棟  8.5m  18m  敷　　地　　境　　界  敷　　地　　境　　界  敷　　地　　境　　界  敷　　地　　境　　界  １－ロ  機械プレス  7.5m  １－ハ  せん断機 |

備考　１.　工場敷地内のすべての建物を記入すること。

　　２.　特定施設の位置を明らかにすること。

付 近 の 見 取 図

|  |
| --- |
| ○○工業株式会社  住　居  住　居  事務所  飲　食　店  アパート  駐車場  事務所  商　店  住　居  工　場  工　場  事務所  事務所  工　場  川 |

備考　住居、工場等の別を明らかにすること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第３（第６条関係）  特定施設の種類及び能力ごとの数~~特~~ 定 施 設 の 使 用 の 方 法変更届出書  届出年月日  ○○年○○月○○日  徳島市長　殿  届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  徳島市幸町２丁目５番地  ○○工業株式会社  代表取締役社長　○ ○ ○ ○  届出者の氏名・住所等を記入して下さい  　振動規制法第８条第１項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数特 定 施 設 の 使 用 の 方 法の変更について、次のとおり届け出ます。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 工場又は事業場の名称 | | ○○工業株式会社 | | | ※整理番号 | |  | | | | 工場又は事業場の所在地 | | 徳島市幸町○丁目○番地 | | | ※受理年月日 | | 年　　月　　日 | | | |  | | | | | ※施設番号 | |  | | | | ※審査結果 | |  | | | | ※備考 | |  | | | | 特定施設の種類 | 型式 | 公称能力 | 数 | | 使用開始時刻 | | | 使用終了時刻 | | | 変更前 | 変更後 | 変更前  (時・分) | 変更後  (時・分) | | 変更前  (時・分) | 変更後  (時・分) | | １－ロ  機械プレス | 太平  TMP-350 | 350ｷﾛﾆｭｰﾄﾝ | 1 | 2 | ８：３０ | ８：３０ | | １７：００ | １７：００ | | 1台でも数が増加する場合は届出が必要です |  |  |  |  |  | 既に届出済の特定施設でも、能力が異なるものを新たに設置する場合は届出が必要です | |  |  | | １－ハ  せん断機 | 太平  TOC-500 | 5.0kW |  | 1 | ― | ８：３０ | | ― | １７：００ |   備考　１　特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であつても、振動規制法第８条第１項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。  ２　特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第１に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。  ３　※印の欄には、記載しないこと。  ４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第３（第６条関係）  特定施設の種類及び能力ごとの数特 定 施 設 の 使 用 の 方 法変更届出書  届出年月日  ○○年○○月○○日  徳島市長　殿  届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  徳島市幸町２丁目５番地  ○○工業株式会社  代表取締役社長　○ ○ ○ ○  届出者の氏名・住所等を記入して下さい  　振動規制法第８条第１項の規定により、特定施設の種類及び能力ごとの数特 定 施 設 の 使 用 の 方 法の変更について、次のとおり届け出ます。   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 工場又は事業場の名称 | | ○○工業株式会社 | | | ※整理番号 | |  | | | | 工場又は事業場の所在地 | | 徳島市幸町○丁目○番地 | | | ※受理年月日 | | 年　　月　　日 | | | |  | | | | | ※施設番号 | |  | | | | ※審査結果 | |  | | | | ※備考 | |  | | | | 特定施設の種類 | 型式 | 公称能力 | 数 | | 使用開始時刻 | | | 使用終了時刻 | | | 変更前 | 変更後 | 変更前  (時・分) | 変更後  (時・分) | | 変更前  (時・分) | 変更後  (時・分) | | １－ハ  せん断機 | 太平  TOC-300 | 3.0kW |  |  | ８：３０ | ８：００ | | １７：００ | １７：３０ | |  |  |  |  |  |  | 使用開始時刻の繰上げ又は使用修理時刻の繰下げを行う場合は、届出が必要です。 | |  |  | |  |  |  |  |  |  |  | |  |  |   備考　１　特定施設の種類及び能力ごとの数又は特定施設の使用の方法に変更がある場合であつても、振動規制法第８条第１項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。  ２　特定施設の種類の欄には、振動規制法施行令別表第１に掲げる号番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。  ３　※印の欄には、記載しないこと。  ４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第４（第６条関係）  振動の防止の方法変更届出書  届出年月日  ○○年○○月○○日  徳島市長　殿  届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  徳島市幸町２丁目５番地  ○○工業株式会社  代表取締役社長　○ ○ ○ ○  届出者の氏名・住所等を記入して下さい  　振動規制法第８条第１項の規定により、振動の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 工場又は事業場の名称 | ○○工業株式会社 | | ※整理番号 |  | | 工場又は事業場の所在地 | 徳島市幸町○丁目○番地 | | ※受理年月日 | 年　　月　　日 | | 振動の防止の方法 | 変更前 | 変更後 | ※施設番号 |  | | 別紙のとおり。 | | ※審査結果 |  | | ※備考 |  |   備考　１　振動の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。  ２　※印の欄には、記載しないこと。  ３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第６  届出年月日  氏名等変更届出書  〇〇年〇〇月〇〇日  徳島市長　殿  届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  徳島市幸町２丁目５番地  ○○工業株式会社  代表取締役社長　○ ○ ○ ○    届出者の氏名・住所等を記入してください      　氏名~~（名称、住所、所在地）~~に変更があつたので、振動規制法第10条の規定により、次のとおり届け出ます。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 変更の  内容 | 変更前 | 代表取締役社長　□□　□□ | ※整理番号 |  | | 変更後 | 代表取締役社長　〇〇　〇〇 | ※受理年月日 | 年　　月　　日 | | 変更年月日 | | 〇〇年〇〇月〇〇日 | ※施設番号 |  | | 変更の理由 | | 代表取締役社長の交代のため | ※備考 |  |   備考　１　※印の欄には、記載しないこと。  ２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 |

|  |
| --- |
| 徳島市 環境部 環境保全課  〒７７０－８５７１　　徳島市幸町２丁目５番地  ☎　　０８８－６２１－５２１３  fax　　０８８－６２１－５２１０  E-mail:kankyo\_hozen@city-tokushima.i-tokushima.jp |